



資料

総政企第 284 号
平成28年11月18日

統計委員会委員長
西村清彦 殿

総務大臣
山本 早苗



諮問第97号
毎月勤労統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成28年10月27日付け厚生労働省発政統1027第2号により厚生労働大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。



【資料3の別添】

厚生労働省発政統 1027 第 2 号
平成 28 年 10 月 27 日

総務大臣 殿

厚生労働大臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項に基づき承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

毎月勤労統計調査

主管部課	厚生労働省政策統括官付参事官付 雇用・賃金福祉統計室
事務担当者	遠藤 健太郎 電話：03(3595)3145 e-mail：endou-kentarou@mhlw.go.jp



申請事項記載書

- 1 調査の名称
毎月勤労統計調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>1～3 略</p> <p>4 報告を求める者</p> <p>(1) 数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国調査 約33,200事業所（母集団の数 約180万事業所） ・地方調査 約43,500事業所（母集団の数 約180万事業所） ※全国調査の報告者は、地方調査の報告者でもあり、両者の報告者数の差が、地方調査のみの報告者数である。 ・特別調査 約 25,000 事業所（母集団の数 約 220 万事業所） <p>(2) 選定の方法（<input checked="" type="checkbox"/>全数 <input checked="" type="checkbox"/>無作為抽出 <input type="checkbox"/>有意抽出）<u>（詳細は別紙のとおり）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国調査及び地方調査のうち、常用労働者を常時 30 人以上雇用する事業所（以下「第一種事業所」という。） 事業所母集団データベースの年次フレームによる名簿 	<p>1～3 略</p> <p>4 報告を求める者</p> <p>(1) 数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国調査 約33,000事業所（母集団の数 約180万事業所） ・地方調査 約44,000事業所（母集団の数 約180万事業所） ・特別調査 約 25,000 事業所（母集団の数 約 220 万事業所） <p>(2) 選定の方法（<input type="checkbox"/>全数 <input checked="" type="checkbox"/>無作為抽出 <input type="checkbox"/>有意抽出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国調査及び地方調査のうち、常用労働者を常時 30 人以上雇用する事業所 平成 18 年事業所・企業統計調査（平成 24 年 1 月分調査より平成 21 年経済センサス基礎調査）による名簿を 	<p>数を千単位から百単位に修正。</p> <p>文言の整理。</p> <p>入替え方法について記載。</p>

<p>を抽出名簿として、事業所を産業・規模別に無作為に抽出する層化無作為一段抽出</p> <p>調査期間は3年1か月とする。毎年1月分調査で、全体の3分の1ずつ入れ替える。ただし、入替え月は入替え前の事業所も併せて調査する。</p> <p>なお、平成30年1月分及び平成31年1月分調査は、調査対象事業所を一度に入れ替える旧方式からの切り替えに伴い、経過措置として、全体の半数を入れ替える。</p> <p>※ただし、規模が500人以上の事業所については、全数調査とする。</p> <p>・全国調査及び地方調査のうち、常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所（以下「第二種事業所」という。）</p> <p>経済センサスの調査区を基に作成した調査区名簿から調査区を無作為に抽出し、さらに、抽出した調査区内において、5～29人規模事業所の名簿を作成し、事業所を産業別に無作為に抽出する層化無作為二段抽出</p> <p>調査期間は1年6か月とする。毎年1月分調査と7月分調査で、全体の3分の1ずつ、調査区を含めて入れ替える。</p> <p>・特別調査</p> <p>経済センサスの調査区を基に作成した調査区名簿から調査区を無作為に抽出し、抽出した調査区内において、常用労働者を5人未満雇用する全事業所を抽出する集落抽</p>	<p>抽出名簿とした産業・規模別の層化無作為一段抽出</p> <p>・全国調査及び地方調査のうち、常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所</p> <p>平成18年事業所・企業統計調査（平成25年1月分調査より平成21年経済センサスー基礎調査）の調査区を元に作成した調査区を第一段抽出名簿とした層化無作為二段抽出</p> <p>・特別調査</p> <p>平成18年事業所・企業統計調査（平成25年調査より平成21年経済センサスー基礎調査）の調査区を元にした調査区を抽出名簿とした集落抽出</p>	<p>入替え方法について記載。</p>
--	---	---------------------

<p>出</p> <p>5 略</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国調査及び地方調査のうち、<u>第一種事業所</u> 厚生労働省 - 都道府県 - 報告者 <u>※調査員が報告者に対し、督促を行うことがある。</u> ・全国調査及び地方調査のうち、<u>第二種事業所</u> 厚生労働省 - 都道府県 - 調査員 - 報告者 ・特別調査 厚生労働省 - 都道府県 - 調査員 - 報告者 <p>(2) 調査方法 (■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他 ())</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国調査及び地方調査のうち、<u>第一種事業所</u>については、 郵送調査又はオンライン調査 ・全国調査及び地方調査のうち、<u>第二種事業所</u>については、 調査員調査又はオンライン調査 ・特別調査については、調査員調査 <p>(3) 略</p>	<p>5 略</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国調査及び地方調査のうち、<u>常用労働者を常時30人以上雇用する事業所</u> 厚生労働省 - 都道府県 - 報告者 ・全国調査及び地方調査のうち、<u>常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所</u> 厚生労働省 - 都道府県 - 調査員 - 報告者 ・特別調査 厚生労働省 - 都道府県 - 調査員 - 報告者 <p>(2) 調査方法 (■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他 ())</p> <p>全国調査及び地方調査のうち、<u>常用労働者を常時30人以上雇用する事業所</u>については、郵送調査又はオンライン調査。全国調査及び地方調査のうち、<u>常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所</u>については、調査員調査又はオンライン調査。特別調査については、調査員調査。</p> <p>(3) 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文言の整理。 ・調査員が督促業務を行えるように変更。 <p>文言の整理。</p>
---	--	--

<p>7 報告を求める期間</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国調査及び地方調査 提出期限は、調査月の翌月の10日 ・特別調査 実施期間は、8月1日～9月10日 <p>8～10 略</p> <p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者</p> <p>厚生労働大臣及び都道府県知事は、それぞれ、作成又は受領した調査票等を次の表の区分により保存する。</p> <table border="1" data-bbox="230 858 913 1201"> <thead> <tr> <th>調査名</th> <th>書類名</th> <th>保存期間</th> <th>保存責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全国調査 及び特別 調査</td> <td>記入済み調査票</td> <td>3年</td> <td rowspan="2">厚生労働大 臣</td> </tr> <tr> <td>調査票の内容を記録した電磁的記録媒体</td> <td>永年</td> </tr> <tr> <td>地方調査</td> <td>記入済み調査票又は調査票の内容を記録した電磁的記録媒体</td> <td>3年</td> <td>都道府県知 事</td> </tr> </tbody> </table> <p>削除</p>	調査名	書類名	保存期間	保存責任者	全国調査 及び特別 調査	記入済み調査票	3年	厚生労働大 臣	調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	永年	地方調査	記入済み調査票又は調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	3年	都道府県知 事	<p>7 報告を求める期間</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国調査及び地方調査 提出期限は、調査月の翌月の10日 ・特別調査 提出期限は、9月10日 <p>8～10 略</p> <p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者</p> <p>(1) 調査票情報の保存期間</p> <p>記入済み調査票又は調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：3年</p> <p>(2) 保存責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国調査及び特別調査 厚生労働大臣 ・地方調査 都道府県知事 <p>12 その他（東日本大震災に伴う計画の一部変更）</p> <p>東日本大震災に伴い、調査計画を一部変更する。詳細については、別添のとおり。</p>	<p>年調査のため、実施期間に変更。</p> <p>調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドラインの趣旨を踏まえ変更。</p> <p>現時点で、特段の措置を行っていないため、削除。</p>
調査名	書類名	保存期間	保存責任者													
全国調査 及び特別 調査	記入済み調査票	3年	厚生労働大 臣													
	調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	永年														
地方調査	記入済み調査票又は調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	3年	都道府県知 事													

調査計画（変更後）

1 調査の名称

毎月勤労統計調査

2 調査の目的

この調査は、全国調査、地方調査及び特別調査の3種類から成り、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国の変動を、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とし、特別調査はこれらを補完することを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

・全国調査及び地方調査

日本標準産業分類の大分類のうち、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」に属する、常用労働者を常時5人以上雇用する事業所

・特別調査

上記産業に属する、調査期日現在において、常用労働者を5人未満雇用する事業所

4 報告を求める者

(1) 数

・全国調査

約33,200事業所（母集団の数 約180万事業所）

・地方調査

約43,500事業所（母集団の数 約180万事業所）

※全国調査の報告者は、地方調査の報告者でもあり、両者の報告者数の差が、地方調査のみの報告者数である。

・特別調査

約25,000事業所（母集団の数 約220万事業所）

(2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）（詳細は別紙のとおり）

- ・全国調査及び地方調査のうち、常用労働者を常時30人以上雇用する事業所（以下「第一種事業所」という。）

事業所母集団データベースの年次フレームによる名簿を抽出名簿として、事業所を産業・規模別に無作為に抽出する層化無作為一段抽出

調査期間は3年1か月とする。毎年1月分調査で、全体の3分の1ずつ入れ替える。ただし、入替月は入替え前の事業所も併せて調査する。

なお、平成30年1月分及び平成31年1月分調査は、調査対象事業所を一度に入れ替える旧方式からの切り替えに伴い、経過措置として、全体の半数を入れ替える。

※ただし、規模が500人以上の事業所については、全数調査とする。

- ・全国調査及び地方調査のうち、常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所（以下「第二種事業所」という。）

経済センサスの調査区を基に作成した調査区名簿から調査区を無作為に抽出し、さらに、抽出した調査区内において、5～29人規模事業所の名簿を作成し、事業所を産業別に無作為に抽出する層化無作為二段抽出

調査期間は1年6か月とする。毎年1月分調査と7月分調査で、全体の3分の1ずつ、調査区を含めて入れ替える。

・特別調査

経済センサスの調査区を基に作成した調査区名簿から調査区を無作為に抽出し、抽出した調査区内において、常用労働者を5人未満雇用する全事業所を抽出する集落抽出

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は調査票を参照）

- ・全国調査及び地方調査

イ 主要な生産品の名称又は事業の内容

ロ 調査期間及び操業日数

ハ 企業規模

ニ 性別常用労働者数及びパートタイム労働者数並びに常用労働者に係る性別異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額及び特別に支払われた給与額

- ホ 常用労働者に係る超過労働給与額及び特別に支払われた給与の名称別金額
- ヘ パートタイム労働者に係る異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、き
まって支給する給与額、超過労働給与額及び特別に支払われた給与額
- ト 雇用、給与及び労働時間の変動に関連する事項

・ 特別調査

- イ 事業所名
- ロ 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ハ 調査期間
- ニ 企業規模
- ホ 常用労働者の数
- ヘ 常用労働者ごとの次に掲げる事項
 - a 氏名及び性
 - b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別
 - c 年齢及び勤続年数
 - d 出勤日数及び1日の実労働時間数
 - e きまって支給する現金給与額
 - f 特別に支払われた現金給与額

(2) 基準となる期日又は期間

・ 全国調査及び地方調査

毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）について行う。

・ 特別調査

毎年、7月31日現在（給与締切日の定めがある場合には、7月の最終給与締切日現在）について行う。ただし、(1)のヘfに掲げる事項については、調査を実施する年の前年の8月1日から調査を実施する年の7月31日までの期間を対象とする。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

・ 全国調査及び地方調査のうち、第一種事業所

厚生労働省 — 都道府県 — 報告者

※調査員が報告者に対し、督促を行うことがある。

・ 全国調査及び地方調査のうち、第二種事業所

厚生労働省 — 都道府県 — 調査員 — 報告者

・特別調査

厚生労働省 — 都道府県 — 調査員 — 報告者

(2) 調査方法 (調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他 ())

- ・全国調査及び地方調査のうち、第一種事業所については、郵送調査又はオンライン調査
- ・全国調査及び地方調査のうち、第二種事業所については、調査員調査又はオンライン調査
- ・特別調査については、調査員調査

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

- ・全国調査及び地方調査

毎月

- ・特別調査

1年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

- ・全国調査及び地方調査

提出期限は、調査月の翌月の10日

- ・特別調査

実施期間は、8月1日～9月10日

8 集計事項

- ・全国調査

次の事項について全国集計を行う。

イ 毎月集計する事項

第1表 産業、規模、性・就業形態別月末常用労働者数、増加・減少常用労働者数、一人平均月間出勤日数、労働時間内識別一人平均月間実労働時間数及び給与内識別一人平均月間現金給与額

ロ 毎年夏季（6月、7月及び8月を合算）及び年末（11月、12月及び1月を合算）の賞与について、次の集計を行う。

第2表 産業、規模別一人平均賞与支給額、賞与支給事業所数割合、賞与支給労働者数割合及び一人平均賞与支給月数

ハ 毎年9月分について、次の集計を行う。

第3表 産業、規模及び一人平均きまって支給する給与階級別事業所数

・地方調査

次の事項について都道府県別に集計を行う。

イ 毎月集計する事項

第1表 産業、規模、性・就業形態別月末常用労働者数、増加・減少常用労働者数、一人平均月間出勤日数、労働時間内訳別一人平均月間実労働時間数及び給与内訳別一人平均月間現金給与額

ロ 毎年夏季（6月、7月及び8月を合算）及び年末（11月、12月及び1月を合算）の賞与について、次の集計を行うことができる。

第2表 産業、規模別一人平均賞与支給額、賞与支給事業所数割合、賞与支給労働者数割合及び一人平均賞与支給月数

・特別調査

次の事項について集計を行う。

イ 全国集計する事項

第1表 産業、企業規模、性、通勤・住込み、家族・家族以外の別平均年齢、平均勤続年数、一人平均1日の実労働時間数、一人平均月間出勤日数、一人平均月間きまって支給する現金給与額、一人平均年間特別に支払われた現金給与額及び常用労働者数

第2表 産業、性、年齢階級、勤続年数階級、通勤・住込み、家族・家族以外の別一人平均月間きまって支給する現金給与額及び常用労働者数（企業規模1～4人）

第3表 産業、企業規模、性、年齢階級、通勤・住込み、家族・家族以外、月間きまって支給する現金給与額階級別常用労働者数

第4表 産業、企業規模、性、年齢階級、通勤・住込み、家族・家族以外、1日の実労働時間数階級別一人平均月間きまって支給する現金給与額及び常用労働者数

ロ 都道府県別に集計する事項

第5表 産業、性別一人平均1日の実労働時間数、一人平均月間出勤日数、一人平均月間きまって支給する現金給与額、一人平均年間特別に支払われた現金給与額及び常用労働者数

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

インターネット（e-Stat）及び印刷物により公表する。

(2) 公表の期日

・全国調査

毎月集計する事項のうち、主要なものは調査月の翌々月10日までに公表し、その他の集計事項については、集計完了次第公表する。

・地方調査

毎月集計する事項のうち、主要なものは調査月の翌々月中に公表し、その他の集計事項は、集計完了次第公表する。

・特別調査

調査を実施した年内に公表する。

10 使用する統計基準

調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別の表示において、日本標準産業分類を使用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

厚生労働大臣及び都道府県知事は、それぞれ、作成又は受領した調査票等を次の表の区分により保存する。

調査名	書類名	保存期間	保存責任者
全国調査及び特別調査	記入済み調査票	3年	厚生労働大臣
	調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	永年	
地方調査	記入済み調査票又は調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	3年	都道府県知事

標本抽出方法

1 第一種事業所

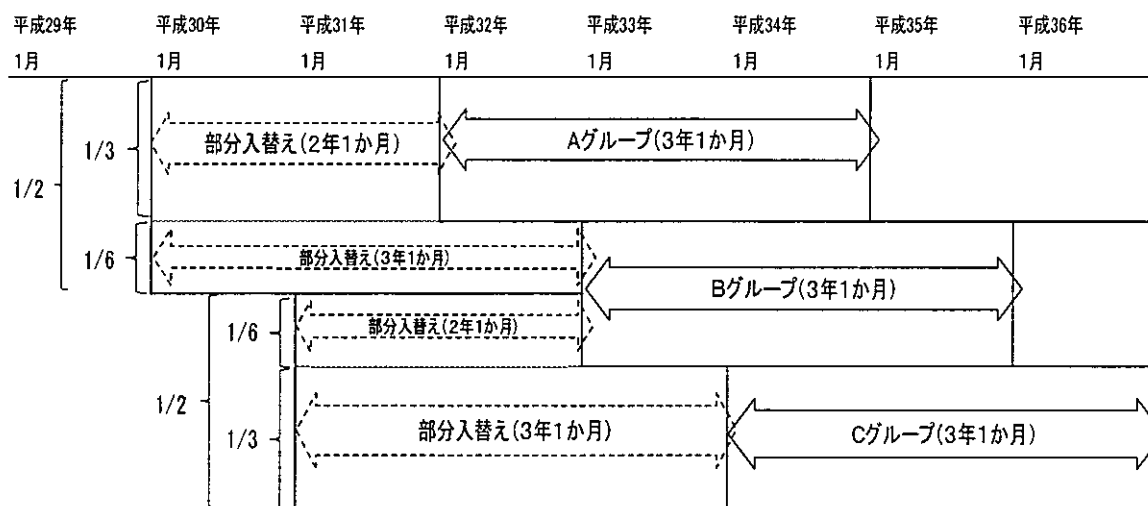
事業所母集団データベースの年次フレームにおける調査産業に属する常用労働者数 30 人以上の事業所からなる名簿を抽出名簿として、事業所を産業・規模別に無作為に抽出。

標本設計は、常用労働者一人平均月間きまって支給する給与の標準誤差率が、全国調査にあつては、産業大分類、事業所規模別に 2%以内、産業中分類、事業所規模別に 3%以内、地方調査にあつては、産業、事業所規模別に 10%以内となるように行う。

毎年 1 月分調査で、全体の 3 分の 1 ずつ、新たに無作為抽出した事業所に入れ替える。ただし、入替え月は入替え前の事業所も併せて調査する。

なお、平成 30 年 1 月分及び平成 31 年 1 月分調査は、調査対象事業所を一度に入れ替える旧方式からの切り替えに伴い、経過措置として、全体の半数を入れ替える。

(イメージ図)



2 第二種事業所

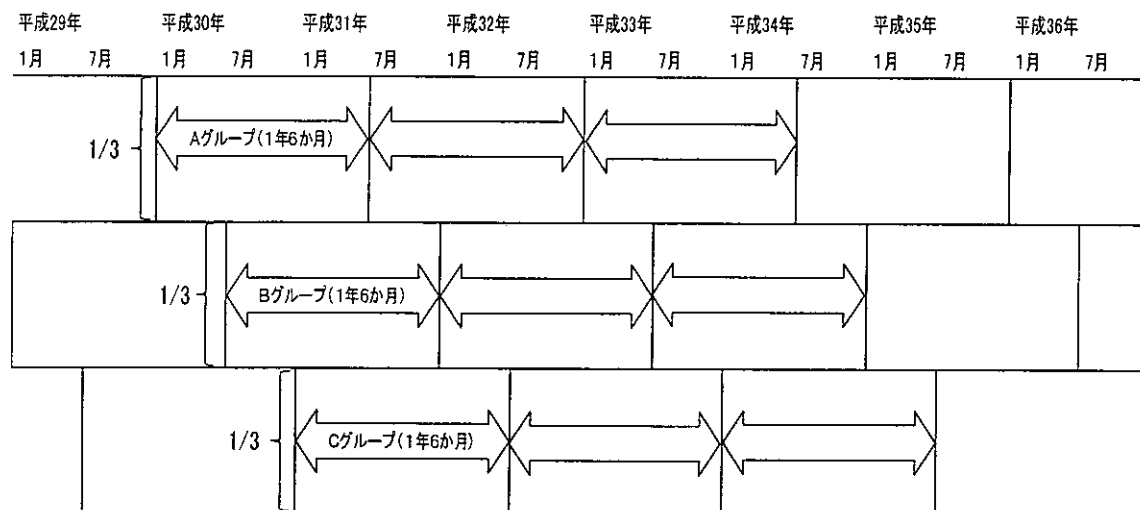
第一段の調査区の抽出は、経済センサスの「調査区」（約 22 万区）を基に、全国を約 7 万に分けて設定した毎勤調査区(第二種事業所)を母集団フレームとして、抽出に当たってはこれを 5 つの層に分け各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を無作為に抽出。

第二段の事業所の抽出は、第 1 段で抽出した調査区について、5～29 人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から事業所を産業別に無作為に抽出。

標本設計は、常用労働者一人平均月間きまって支給する給与の標準誤差率が、全国調査にあつては、産業大分類別に 2%以内、産業中分類別に 3%以内、地方調査にあつては、産業別に 10%以内となるように行う。

毎年 1 月分調査と 7 月分調査で、全体の 3 分の 1 ずつ、調査区を含めて入れ替える。

(イメージ図)



3 特別調査事業所

経済センサスの「調査区」(約22万区)を基に、全国を約9万に分けて設定した毎勤特別基本調査区を母集団フレームとして、これを都道府県別に分類するとともに、層化抽出によることとし、各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を無作為に抽出。

抽出した調査区に所在する事業所のうち、調査産業に属し、常用労働者数が1～4人である事業所全部を調査。

標本設計は、全国でみた調査産業計の常用労働者一人平均きまって支給する現金給与額の標準誤差率が、1%以内となるように行う。

毎月勤労統計調査 調査票の変更点について（新旧対照表）

変更案	変更前	変更理由
<p>○様式第1号～様式第4号</p> <p>常用労働者とは、期間を定めずに、又は<u>1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。</u></p> <p>○様式第5号</p> <p>常用労働者とは、期間を定めずに、又は<u>1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。</u></p>	<p>○様式第1号～様式第4号</p> <p>常用労働者とは、期間を定めずに、又は<u>1ヵ月を超える期間を定めて雇われている者及び臨時又は日雇労働者で、前2ヵ月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者をいいます。</u></p> <p>○様式第5号</p> <p>常用労働者とは、期間を定めずに、又は<u>1ヵ月を超える期間を定めて雇われている者及び日々又は1ヵ月以内の期間を定めて雇われている者で前2ヵ月（5月及び6月）の各月にそれぞれ18日以上貴事業所に雇われた者をいいます。</u></p>	<p>「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」に沿って調査票の常用労働者の定義を変更する。</p>

○様式第1号、様式第3号

事業所一連番号					

○様式第1号、様式第3号

事業所一連番号					
0	0	0			

「部分入替え方式」へ移行する予定であり、これに伴い、事業所一連番号の「000」を削除する。
(部分入れ替えに伴い、調査開始年月(及び調査終了年月)の異なる事業所が混在することになり、事業所管理のため、この3桁の番号を活用する予定。)

様式第1号 (第9条関係)



統計法に基づく基幹統計調査
毎月勤労統計調査全国調査票
(第一種事業所用)



厚生労働省

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
(主要なものとは、総収入の最も多いものです。)

2 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1か月間です。)

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。

4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。(貴企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。)

日
月 日から 月 日まで

1,000人以上 30~99人
 300~999人 5~29人
 100~299人

平成 年 月 日

都道府県 番 号	事 業 所 一 連 番 号	産業分類番号			抽出率番号	※事業所 規模番号	※企業 規模番号
		大	中	小			

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。
パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

※印欄は記入しないでください。

常用労働者 の性別	5 常用労働者数					6 出勤日数	7 実労働時間数 (休憩時間は含めないでください。)		8 現金給与額 (税込み額です。)				
	(1) 前調査 期間の末日 は何人でしたか。	(2) 採用、 転勤等による 増加は何 人でしたか。	(3) 解雇、 退職、転勤 等による減 少は何人 でしたか。	(4) 本調査 期間の末日 は何人 でしたか。	(5) うち、 パート タイム 労働者 は何 人 で し た か。	実際に出勤した日 の合計は延べ何日 でしたか。(有給休 暇は含めないで ください。1時間 でも出勤した日は1日に 数えてください。)	(1) 所定内労働 時間の合計は延 べ何時間 でしたか。	(2) 所定外労働 時間の合計は延 べ何時間 でしたか。	(1) きまって支給 する給与の総額は いくらでしたか。 (労働協約、就業 規則等に支給条 件、算定方法等が 定められている給 与です。)	(2) うち、超過労働 給与の総額は いくらでしたか。 (残業手当、深夜手 当等です。)	(3) 特別に支払われた給与 の総額はいくら でしたか。 (賞、暮等の賞与、3か 月を超える期間で算 定される給与、 ベースアップの差額 追加分及び支給事 由の発生が不確 実な給与です。)	(4) 左の特別に支払 われた給与の名称 及び名称別金額 を記入してください。	
男	1												
女	2												
計	3												
うち、 パート タイム 労働者	4												

9 変動状況 [調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。]

1 定昇を実施した。 4 休日に操業、営業等の事業活動を行った。
 2 ベースアップを実施した。 5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。
 3 操業短縮、一時休業を実施した。 6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

10 備考 [本月分の報告内容と前月分の間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。]

記入担当者
氏 名

調 査 票
提出年月日

年 月 日

この調査票は、10日までに都道府県庁の統計主管課に提出してください。
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

様式第2号 (第9条関係)



政府統計

統計法に基づく基幹統計調査
毎月勤労統計調査全国調査票
(第二種事業所用)



厚生労働省

平成 年 月 日

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
(主要なものは、総収入の最も多いものです。)

2 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1か月間です。)

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。

4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。(貴企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。)

① 1,000人以上 ④ 30~99人
② 300~999人 ⑤ 5~29人
③ 100~299人

.....日
.....月.....日から.....月.....日まで

都道府県 番 号	調査区番号	事業所一連番号	産業分類番号			抽出率番号	※事業所 規模番号	※企業 規模番号
			大	中	小			

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めず、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。
パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

常用労働者 の性別	5 常用労働者数					6 出勤日数	7 実労働時間数 (休憩時間は含まないでください。)		8 現金給与額 (税込み額です。)				
	(1) 前調査 期間の末日 は何人でしたか。	(2) 採用、 転勤等による 増加は何 人でしたか。	(3) 解雇、 退職、転勤 等による減 少は何人 でしたか。	(4) 本調査 期間の末日 は何人 でしたか。	(5) うち、 パート タイム 労働者 は何 人 で し た か。	実際に出勤した日の 合計は延べ何日 でしたか。(有給休 暇は含まないで ください。1時間 でも 出勤した日は1日に 数えてください。)	(1) 所定内労働 時間の合計は延 べ何時間 でした か。	(2) 所定外労働 時間の合計は延 べ何時間 でした か。	(1) きまって支給 する給与の総額は いくらでしたか。 (労働協約、就業 規則等に支給条 件、算定方法等が 定められている給 与です。)	(2) うち、超過労働 給与の総額は いくら でしたか。 (残業手当、深夜 手当 等です。)	(3) 特別に支払われた給与 の総額はいくら でしたか。 (賞、慰等の賞与、3か月を 超える期間で算定される給与、 ベースアップの差額追給分 及び支給事由の発生が不確 実な給与です。)	(4) 左の特別に支払われた 給与の名称及び名称別金額 を記入してください。	
男	1	人	人	人	人	日	時間	時間	百万	千円	百万	千円	①賞与 百万 千円
女	2												②定率・ベースアップ等の 追給()月分から()月分 千円
計	3										百万 千円		③3か月を超える期間で算定 される通勤手当 千円
うち、 パート タイム 労働者	4												その他(名称別に金額を記 入してください。) ④ 千円 ⑤ 千円

9 変動状況 [調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。]

1 定昇を実施した。 4 休日に操業、営業等の事業活動を行った。
2 ベースアップを実施した。 5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。
3 操業短縮、一時休業を実施した。 6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

10 備考 [本月分の報告内容と前月分の間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。]

事業所の
面接者氏名

調査票
作成年月日 年 月 日

統計
調査員印

この調査票は、10日までに都道府県庁の統計主管課に提出してください。
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々は統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

様式第3号 (第9条関係)



統計法に基づく基幹統計調査
毎月勤労統計調査地方調査票
(第一種事業所用)



厚生労働省

平成 年 月 分

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
(主要なものとは、総収入の最も多いものです。)

2 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1か月間です。)

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。
日

4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。(貴企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。)

(1) 1,000人以上 (4) 30~99人
(2) 300~999人 (5) 5~29人
(3) 100~299人

月 日から 月 日まで

都道府県 番 号	事 業 所 一 連 番 号	産業分類番号			抽出率番号	※事業所 規模番号	※企業 規模番号
		大	中	小			

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めず、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。

※印欄は記入しないでください。

パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

常用労働者 の性別	5 常用労働者数					6 出勤日数	7 実労働時間数 (休憩時間は含めないでください。)		8 現金給与額 (税込み額です。)			
	(1) 前調査 期間の末日 は何人でしたか。	(2) 採用、 転勤等による 増加は何 人でしたか。	(3) 解雇、 退職、転勤 等による減 少は何人で したか。	(4) 本調査 期間の末日 は何人でしたか。	(5) うち、 パートタイム 労働者は 何人でした か。	実際に出勤した日 の合計は延べ何日 でしたか。(有給休 暇は含めないで ください。1時間でも 出勤した日は1日に 数えてください。)	(1) 所定内労働 時間の合計は延 べ何時間でした か。	(2) 所定外労働 時間の合計は延 べ何時間でした か。	(1) しまって支給 する給与の総額は いくらでしたか。 (労働協約、就業 規則等に支給条 件、算定方法等が 定められている給 与です。)	(2) うち、超過労働 給与の総額は いくらでしたか。 (残業手当、深夜手当 等です。)	(3) 特別に支払われた給与 の総額はいくらでしたか。 (賞、暮等の賞与、3か月を超 える期間で算定される給与、 ベースアップの差額追加分 及び支給事由の発生が不確 実な給与です。)	(4) 左の特別に支払われた 給与の名称及び名称別金額 を記入してください。
男	1	人	人	人	人	日	時間	時間	百万 千円		百万 千円	①賞与 百万 千円
女	2											②定昇・ベースアップ等の 追給()月分から()月分 千円
計	3								百万 千円			③3か月を超える期間で算定 される通勤手当 千円
うち、 パート タイム 労働者	4											その他(名称別に金額を記 入してください。) ④ 千円 ⑤ 千円

◎ 計のうち、パートタイム労働者分について記入してください。

9 変動状況 [調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。]

1 定昇を実施した。 4 休日に操業、営業等の事業活動を行った。
2 ベースアップを実施した。 5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。
3 操業短縮、一時休業を実施した。 6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

10 備考 [本月分の報告内容と前月分の間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。]

記入担当者
氏 名

調 査 票
提出年月日 年 月 日

この調査票は、10日までに都道府県庁の統計主管課に提出してください。
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

様式第4号 (第9条関係)



統計法に基づく基幹統計調査
毎月勤労統計調査地方調査票
(第二種事業所用)



厚生労働省

平成 年 月 日

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
(主要なものとは、総収入の最も多いものです。)

2 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1か月間です。)

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。
日

4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。(貴企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。)

(1) 1,000人以上 (2) 300~999人 (3) 100~299人
(4) 30~99人 (5) 5~29人

.....月.....日から.....月.....日まで

都道府県 番 号	調査区番号	事業所一連番号	産業分類番号			抽出率番号	※事業所 規模番号	※企業 規模番号
			大	中	小			

※印欄は記入しないでください。

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。

パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

常用労働者 の性別	5 常用労働者数					6 出勤日数	7 実労働時間数 (休憩時間は含まないでください。)		8 現金給与額 (税込み額です。)					
	(1) 前調査 期間の末日 は何人でしたか。	(2) 採用、 転勤等による 増加は何 人でしたか。	(3) 解雇、 転勤等による減 少は何人 でしたか。	(4) 本調査 期間の末日 は何人 でしたか。	(5) うち、 パート タイム 労働者 は何 人 で し た か。	実際に出勤した日の 合計は延べ何日 でしたか。(有給休 暇は含まないで ください。1時間 でも 出勤した日は1日に 数えてください。)	(1) 所定内労働 時間の合計は延 べ何時間 でしたか。	(2) 所定外労働 時間の合計は延 べ何時間 でしたか。	(1) きまって支給 する給与の総額は いくらでしたか。 (労働協約、就業 規則等に支給条 件、算定方法等が 定められている給 与です。)	(2) うち、超過労働 給与の総額は いくら でしたか。(残業 手当、深夜手当 等です。)	(3) 特別に支払われた給与 の総額はいくら でしたか。 (盆、暮等の賞与、3か 月を超える期間で算 定される給与、 ベースアップの差 額追給分及び支給 事由の発生が不確 実な給与です。)	(4) 左の特別に支払 われた給与の名称 及び名称別金額 を記入してください。		
男	1											百万	千円	①賞与 百万 千円
女	2													②定昇・ベースアップ等の 追給()月分から()月分 千円
計	3											百万	千円	③3か月を超える期間で算 定される通勤手当 千円
うち、 パート タイム 労働者	4													その他(名称別に金額を記 入してください。) ④ 千円 ⑤ 千円

◎ 計のうち、パートタイム労働者分について記入してください。

9 変動状況 [調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。]

1 定昇を実施した。 4 休日に操業、営業等の事業活動を行った。
2 ベースアップを実施した。 5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。
3 操業短縮、一時休業を実施した。 6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

10 備考 [本月分の報告内容と前月分の間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。]

事業所の
面接者氏名

調査票
作成年月日 年 月 日

統 計
調査員印

この調査票は、10日までに都道府県庁の統計主管課に提出してください。
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

毎月勤労統計調査特別調査票

(平成 年 7 月 分)



政府統計 厚生労働省

1 事業所名
(電話) 局 番

都道府県 番 号	調 査 区 番 号	事業所一連番号	※産業分類番号		企業 規模 番号
			大	中	

2 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。 (主要なものとは、総収入の最も多いものです。)	3 調査期間はいつからいつまででしたか。(6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1か月間です。)	4 調査期間末日の常用労働者数は何人でしたか。	5 企業(同一会社に属するすべての事業所)の全常用労働者数は、何人ですか。該当する番号を○で囲んでください。 (1) 30人以上 (2) 5~29人 (3) 1~4人
	月 日から 月 日まで	人	

1 氏名又は符号	2 性		3 通 勤 住 込 住 の 別 (注)		4 家 族 労 働 者 であるかどうかの別		5 年 齢	6 勤 続 年 数	7 出 勤 日 数 (1時間でも就業した日は1日に数えてください。有給休暇は含めないでください。)	8 1日の実労働時間数 (7月中の通常日の労働時間を記入してください。休憩時間は除きます。)	9 きまって支給する現金給与額 (毎月同じように支給される給与(税込み)で、残業手当を含みます。)	10 昨年の8月1日から今年の7月31日までに特別に支払われた現金給与額(夏季又は年末の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確実な給与の総額(税込み)です。毎月きまって支給する給与は含みません。)
	男	女	通	住	家族	家族以外						
	1	2	1	2	1	2	歳 年 日	時間	百万 拾万 万 千 百円	百万 拾万 万 千 百円		
	2	2	1	2	1	2						
	3	2	1	2	1	2						
	4	2	1	2	1	2						

(注) 住込みとは、家族労働者であるかどうかを問わず、事業所の構内又は事業主の住宅内に居住し、常態として食事の提供を受けている者をいいます。

備 考	面接者氏名	調査票作成 年 月 日	年 月 日	統 計 調 査 員 印
-----	-------	----------------	-------	----------------

※印欄は記入しないでください。
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

毎月勤労統計調査の概要

1. 調査の目的・必要性等

(1) 種類

毎月勤労統計調査は、全国調査、地方調査及び特別調査の3種類からなる。

(2) 目的

毎月勤労統計調査は、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国的の変動を毎月明らかにすることを、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを、特別調査にあつては全国調査及び地方調査を補完することを目的としている。

(3) 必要性・背景

我が国経済・社会の中において重要な役割を担っている雇用労働者について、その雇用のすう勢及び給与、労働時間という基本的な労働条件の動向把握は、我が国の労働・経済政策を適切に運営していく上で必要不可欠である。

毎月勤労統計調査は、雇用、給与及び労働時間の変動を全国的及び都道府県別に明らかにすることを目的に実施するもので、調査結果は、毎月、閣議報告される「月例経済報告」で言及されるほか、雇用保険や労働者災害補償保険の給付額改定の法定資料とされるなど、重要な欠かせない統計として多方面で活用されている。

このため、基幹統計調査として継続的に実施することが必要である。

(4) 調査結果の利活用

別紙のとおり。

2. 他調査との重複

本調査と重複する月次の統計調査は、存在しない。

毎月勤労統計調査結果の主な利用状況

I 厚生労働省における利用状況

1 失業給付の額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更

雇用保険法第18条において、年度の平均給与額（毎月勤労統計調査における4月から翌年3月までの平均定期給与額の（単純）平均値）の変動に応じ、失業給付のうち求職者給付の基本手当日額の算定に用いる賃金日額の範囲等を改訂することとなっている。

2 労働災害の休業補償

労働基準法第76条第2項において、常時100人未満の労働者を使用する事業場については、毎月勤労統計調査における毎月きまって支給する給与に一定の変動があった場合に休業補償の額を改訂することとなっている。

3 労災保険の保険給付

労働者災害補償保険法第8条の2第1項第2号において、休業補償給付基礎日額は、毎月勤労統計調査における毎月きまって支給する給与に一定の変動があった場合、その変動幅に応じて改訂することとなっている。

また、同法第8条の3第1項第2号において、年金給付基礎日額は、毎月きまって支給する給与の変動幅に応じて改訂することとなっている。さらに同法第16条の6において規定される遺族補償一時金の額の算定にも用いられる。

4 平均賃金の算定

離職後の診断によって業務上の疾病が認められた場合等、労働基準法第12条第8項の規定に基づく平均賃金を算定する際に、平均定期給与額の変動率が参考に使用される場合がある。

5 未払賃金の立替払い

賃金の支払の確保等に関する法律第7条に基づく未払賃金の立替払事業のうち、立替払の最高限度額の決定に平均定期給与額が参考に使用されている。

6 各種審議会等の審議資料

最低賃金の決定に係る中央最低賃金審議会の審議資料として使用されている。
社会保障審議会年金部会における審議資料として使用されている。

7 労働時間短縮の推進

「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」（平成4年法律第90号）に基づく労働時間短縮に関する各種施策の実施において、総実労働時間（調査産業計、事業所規模5人以上、30人以上）を年換算したものが参考指標として使用される場合がある。

8 労働経済の分析

労働に関する経済問題の総合的な分析を行っている「労働経済の分析」、「働く女性の実情」等において利用されている。